

# 車両系建設機械運転技能講習受講申込書

(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

講習日	月	日
-----	---	---

<input checked="" type="checkbox"/> 人材開発支援助成金の利用 (有・無) 助成金を利用する方は雇用保険適用事業所番号と保険料率を下記に記入してください。											
事業所番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	保険料率	1000分の

写真  
3cm×2.4cm  
2枚  
正面・無帽  
無背景・上三分身  
(1枚貼付  
1枚クリップ留め)

注) ★ の欄は必ず本人が記入してください。

★ふりがな氏名			★生年月日	S	年	月	日
★現住所	〒 _____		TEL	-	-	-	-
			携帯電話	-	-	-	-
建災防 栃木県支部 会・員 非会員	勤務先 事業所名			TEL	-	-	-
	勤務先 所在地	〒 _____		FAX	-	-	-
裏面区分表 に該当する 項目に○を つけてくだ さい。	区 分		学科講習時間	実技講習時間	受講料(税込)	テキスト代等(税込)	合計
	講習の 部免除	裏面表1に該当する者	9時間	5時間	40,800円	1,700円	42,500円
		裏面表2に該当する者					
		裏面表3に該当する者					
注) 一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を申込書の裏面に貼付のこと。							

※訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液等不可)

一部科目免除の資格に関する事項	裏面表2の者の経験証明(該当する番号を○で囲むこと。)		
	上記の者は、	( ① 機体重量3トン以上の車両系建設機械の運転の業務 ② 積載荷重1トン以上の不整地運搬車の運転の業務 ③ 機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転の業務 ④ 積載荷重1トン未満の不整地運搬車の運転の業務 )	に、下記のとおり 従事したことを 証明します。
	使用車種等：機体重量 ( _____ t )	車種型式等 ( _____ )	
	期 間：S・H・R _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ S・H・R _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 年 _____ 月)		
	所 在 地 〒 _____		
	事 業 所 名 _____	TEL _____ - _____ - _____	
	代表者職氏名 _____	(印)	

申請日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
-----	----------------------------

- 記載事項に虚偽の申請が認められた場合は、修了証の交付ができないことがあります。
- 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
- 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。(時間厳守)
- 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

○実施 管理者	○受付 担当者	★申請者 (受講者本人)	(印)	○受付 番号
------------	------------	-----------------	-----	-----------

○欄は記入不要です。

## 講習科目の受講の一部が免除される者（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
2	道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許を有し、かつ、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者	
3	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	

備考：安衛則第36条第9号、第5号の3の業務経験は、特別教育修了者に限る

〈コピー貼付欄〉